

東京都都市づくり公社の受託施行する  
土地区画整理事業に関する交付金交付要綱

37首総首発第207号  
昭和38年1月14日  
10都市開管第580号  
平成11年3月31日  
18都市整管第1289号  
平成19年3月2日  
21都市整管第356号  
平成21年7月3日  
24都市整管第1555号  
平成25年4月1日

第1 目的

この要綱は、公益財団法人東京都都市づくり公社に関する協定（平成25年3月25日協定）第8条第3項の規定に基づき、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）が市町村から受託して施行する土地区画整理事業の業務について、公社に交付金を交付することにより、公社の事業資金の円滑かつ効率的な運用を図り、もって東京の都市基盤整備の推進に寄与することを目的とする。

第2 交付金に係る対象事業

交付金の交付の対象となる事業は、公社が市町村から受託した土地区画整理事業の業務とする。

第3 交付金の額

交付金は、第2に掲げる土地区画整理事業の業務の施行に要する経費の一部について、毎年度予算の範囲内において交付するものとする。

- 2 交付金の交付限度額は、東京都土地区画整理事業助成規程（昭和33年1月東京都告示第44号。以下「助成規程」という。）第3条及び第4条の規定により算定した最高の額とする。

第4 交付金事業計画

公社は、事業施行年度の当初に交付金事業計画承認申請書（別記第1号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 公社は、前項の承認を受けた後、その計画内容を変更しようとするときは、交付金事業計画変更承認申請書（別記第2号様式）を提出し、東京都知事（以下「知事」という。）の承認を受けなければならない。ただし、軽微と認められるものについては、この限りでない。

第5 交付申請

知事は、公社が交付金の交付を受けようとするときは、交付金交付申請書（別記第3号

様式)を提出させなければならない。

- 2 公社は、前項の交付金の交付を申請するに当たっては、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請するものとする。ただし、当該申請を行う際において、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

## 第6 決定及び通知

知事は、前条の交付金の交付の申請があったときは、交付金交付申請書及び関係書類を審査の上、交付金を交付すべきものと認めたものについては、速やかに交付金の交付の決定をしなければならない。

- 2 知事は、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその交付額及びその他必要な事項を公社に通知（別記第4号様式）しなければならない。
- 3 知事は、第1項に規定する交付金の交付を決定するに当たっては、前条第2項の規定により当該交付金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事は、前条第2項ただし書による交付金の交付の申請がなされた場合において、当該交付金を交付するに当たっては、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額を減額する必要があるときは当該減額を行う旨の条件を付して当該交付金の交付の決定を行うものとする。
- 5 知事は、前条第2項ただし書による交付金の交付の申請がなされた場合において、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額を減額すべきときは、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額を減額して当該交付金の交付を行うこととする。

## 第7 交付の方法等

知事は、交付金の交付の決定後、公社にその交付額の9割に相当する額以内の額を概算交付し、残額は第14に定めるところにより交付金の額を確定した後交付するものとする。ただし、確定額が概算交付額に満たないときは、その差額を返還させるものとする。

## 第8 計画の変更

知事は、公社が交付金の交付の決定通知を受けた後、第5の申請内容を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（別記第5号様式）により承認を受けさせるものとする。ただし、軽微と認められるものについては、この限りではない。

## 第9 変更決定及び通知

知事は、前条の計画変更承認申請があったときは、計画変更承認申請書及び関係書類を審査の上、交付金を変更交付すべきものと認めたものについては、速やかに交付金の変更交付決定をしなければならない。

- 2 知事は、交付金の交付の変更交付決定をしたときは、速やかにその交付額及びその他必要な事項を公社に通知（別記第6号様式）しなければならない。

#### 第10 実施設計承認

知事は、公社が交付金の交付に係る工事のうち、助成規程第3条第1項第1号の工事（附帯工事を含む。）を施行しようとするときは、実施設計承認申請書（別記第7号様式）により承認を受けさせるものとする。

#### 第11 実施設計の変更

知事は、公社が第10に定めるところにより実施設計の承認を受けてからその設計の内容を変更しようとするときは、変更実施設計承認申請書（別記第8号様式）により承認を受けさせるものとする。ただし、軽微と認められるものについては、この限りでない。

#### 第12 しゅん功検査

知事は、第10に定めるところにより実施設計の承認を行った工事がしゅん功したときは、公社から工事しゅん功届（別記第9号様式）を提出させて検査を行い、その結果を公社に通知しなければならない。

#### 第13 実績報告

知事は、交付金に係る事業が完了したとき、又は交付金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに公社に交付対象事業に係る交付金完了実績報告書（別記第10号様式）、交付対象事業に係る収支決算書その他必要な書類を提出させなければならない。

- 2 公社は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### 第14 交付金の額の確定

知事は、第13に定めるところにより実績報告を受けた場合においては、交付金完了実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき交付金の額を確定し、速やかに公社に通知（別記第11号様式）しなければならない。

#### 第15 消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還

公社は、第13の定めるところにより実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、交付金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（別記第12号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合その他知事が必要と認める場合には、交付金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 前項の規定による返還の請求の対象となる額は、知事が交付した交付金の額から交付すべきであった交付金の額を減じた額とし、利息その他これに準ずる加算金を付さないものとする。

## 第 16 交付規則との関係

この要綱に定めるものを除くほか、この交付金の交付に必要な事項については、交付規則に定めるところによる。

## 第 17 その他

この要綱による交付金の交付の対象となる土地区画整理事業において、交付対象都市計画施設及び用地費充当区域が重複しないことを条件として、助成規程に基づく補助金の交付を妨げないものとする。

### 附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則（21 都市整管第 356 号）

- 1 この要綱は、平成 21 年 7 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱による改正規定は、平成 15 年度に知事が公社に交付した交付金から適用する。

### 附則（24 都市整管第 1555 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。